

別表(第15条関係)

公文書の種類		開示手数料の金額	徴収時期
文書、図画及び写真		写し(単色刷り)一枚につき 二十円	写しの交付のとき。
		写し(多色刷り)一枚につき 百円	写しの交付のとき。
マイクロフィルム		印刷物として出力したもの一枚につき 二十円	写しの交付のとき。
電磁的記録	フロッピーディスク	複写したフロッピーディスク一枚につき 百円	写しの交付のとき。
		印刷物として出力したもの一枚につき 二十円	写しの交付のとき。
	ビデオテープ	複写したビデオテープ巻につき 二百九十円	写しの交付のとき。
	録音テープ	複写した録音テープ巻につき 二百六十円	写しの交付のとき。
	その他	印刷物として出力したもの一枚につき 二十円	写しの交付のとき。

備考

- 一 用紙の両面に印刷された文書、図面等については、片面を一枚として算定する。
- 二 公文書の写し(マイクロフィルム及び電磁的記録の場合においては印刷物として出力したもの)を交付する場合は、原則として日本工業規格A列三番までの用紙を用いるものとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本工業規格A列三番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 三 フィルム(マイクロフィルムを除く。)の写しを交付する場合及び電磁的記録の写しの交付においてこの表に掲げる金額によりがたい場合には、実費の範囲内において、かつ東京都規則で定めるところを参酌して産技研が別途定める開示手数料を徴収する。